

TOPIC 1 | プラン自由度を高める狭小耐力壁の開発が加速

設計プランの自由度を高められる狭小耐力壁の新商品開発が活発化している。狭小住宅において、玄関正面にビルトインガレージを設置する、あるいは一般的な耐力壁から狭小耐力壁に置きかえることで、より開放的な空間を創出するといった使い方が可能になる。

岡部は2021年12月、狭小耐力壁「プレスターH.Ttype - 耐震-」を発売した。鋼板製のプレートと、一般構造用角型鋼管で製造した中間部材で構成。通常工具で、柱芯間距離450~460mmもしくは、600mmから610mmの狭小壁の壁内に取り付けることができ、開口、室内空間を大きく確保できる。

適応範囲の拡大を図り、狭小耐力壁の差別化を図る動きも相次いでいる。狭小耐力壁「フロックン狭小壁」を展開

するダイドーハントと栗山百三は、従来、「1階セット」のみのラインアップだったが、2021年4月、「2、3階セット」を発売し、商品力を強化した。

タナカはグループ会社のつくば創研と、筋かい、中棧、筋かい金物、中棧金物というシンプルな部材で構成する狭小耐力壁「つくば耐力壁455」をバージョンアップし、対応階高の範囲などを拡大した「新・つくば耐力壁」を2021年7月に発売した。3階建て住宅のインナーガレージなど、低い階高に対応できるように2100mmから設定した。

狭小耐力壁の開発が加速し、ラインアップが充実してきている。差別化を進める住宅事業者の武器として存在感を増していきそうだ。

TOPIC 2 | 住宅脱炭素化などで具体策、再エネの説明義務化も

国土交通省は1月20日、合同会議を開き、脱炭素化、木造化といったテーマに関する住宅・建築施策について、今後の方針をとりまとめた。

まず、住宅の省エネ基準適合義務化について、2025年度以降に新築される原則全ての建築物を対象に、現行の省エネ基準への適合を義務付けるとした。ただし、「居室を有しない建築物」、「文化財」、「仮設建築物」、「10㎡以下の建築物」は適用対象外とした。

住宅などでの木材利用を促す方策も盛り込んだ。現行では高さが13メートル・軒高9mを超えると高度な構造計算と構造計算適合性判定の手続きが必要となるが、高さ16m以下かつ階数3以下までであれば、簡易な構造計算（許容応力度計算）で可能とする。また、中大規模木造を促進するため、延床面積3000㎡超の木造建築物で、新たに消火の円滑化措置や小割の防火区画により同時延焼範囲が制限できる構造などでも、建築できるよう防火規定の合理化を図る。



20日にオンライン開催された合同会議の様子

住宅への太陽光発電などの再生可能エネルギー利用設備の導入を促進する方策も行う。自治体が建築士から建築主に対して再生可能エネルギー利用設備の効果などの説明義務を課すことができる制度を創設する。また、再生可能エネルギー利用設備の設置により、建築物の高さなどが限度を超えた場合でも、特定行政庁の判断で許可する制度を導入する。

今後、国土交通省は、今回のとりまとめの内容に関連する法案を国会に提出するなどし、とりまとめの内容の実現を目指す方針だ。

今知りたい情報がここにある

住生活産業のための
情報プラットフォーム

Housing Tribune Online premium

ハウジングトリビューン オンライン プレミアム

<https://htonline.sohjusha.co.jp/premium/>